

(8) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和4年8月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

米子市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金243,617円を支払うものとする
こと。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和4年2月24日

(2) 事故発生場所

倉吉市昭和町一丁目地内

(3) 事故の状況

鳥取県県土整備部河川課所属の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、和解の相手方使用の小型乗用自動車との車間距離が不十分であったため、路面の積雪によりスリップして停車した同車両に追突し、双方の車両が破損したものである。